

川越市立図書館管理規則の一部を改正する 規則（案）の概要について

令和3年2月

教育総務部 中央図書館

1 改正の趣旨

川越市立図書館管理規則（以下「管理規則」といいます。）は、休館日や利用時間、利用方法などの事項を定めることにより、円滑な施設運営を図ることを目的として制定しております。

このたびの改正は、館内整理日に関する規定について管理規則の一部を改めることにより、市民サービスの向上を図る目的で行おうとするものです。

2 改正の主な内容

図書館の館内整理日は毎月最終金曜日となっておりますが、12月の最終金曜日が年末年始休業と重なった場合に、代わりに館内整理日とする日を規定しようとするものです。

3 規則（案）の施行予定期日

公布の日から施行しようとするものです。